

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

蓮田鴻巣線	路 線 名
蓮田市東五丁目三九四六番二地先から 同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)	供 用 開 始 の 区 間
令和七年九月九日	供 用 開 始 の 期 日
平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一九五・〇〇メートル	備 考